

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	保健福祉部 保健予防課
------	-------------

実施事案名	松山市での感染症の予防のための施策の実施に関する計画 (松山市感染症予防計画) (案)
政策等を策定する趣旨, 目的及び背景	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）の規定に基づき、令和6年4月から、保健所を設置する市等は、国が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（基本指針）」及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）」に即して予防計画を定め、感染症対策の一層の充実を図ることとなりました。</p> <p>そのため、松山市では、感染症法第10条第14項の規定に基づき、本市の実情に即した感染症の発生の予防とまん延の防止、感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供、感染症及び病原体等に関する知識の普及啓発等の感染症予防対策を総合的に推進するため、「松山市での感染症の予防のための施策の実施に関する計画（松山市感染症予防計画）」を策定し、市民の健康と安全安心を守るとともに、公衆衛生の向上と増進に寄与することとしています。</p>
策定根拠となる法令等	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）</p> <p>第10条第14項 保健所設置市等の予防計画</p> <p>第9条第1項 国の基本指針</p> <p>第10条第1項 都道府県の予防計画</p>
政策等の案の関係資料	<p>松山市感染症予防計画（案）の概要</p> <p>松山市感染症予防計画（案）</p>

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和6年3月29日（金）
------------	--------------